

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 1 2 月 2 6 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 2 2 号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(瀬戸市行政手続条例の適用除外)	(瀬戸市行政手続条例の適用除外)
第 8 条 瀬戸市行政手続条例（平成 9 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章 <u>（第 8 条を除く。）</u> 及び第 3 章 <u>（第 1 4 条を除く。）</u> の規定は、適用しない。	第 8 条 瀬戸市行政手続条例（平成 9 年瀬戸市条例第 1 6 号）第 3 条又は第 4 条に定めるもののほか、市税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例第 2 章及び第 3 章の規定は、適用しない。
2 <省略> (寄附金税額控除)	2 <省略> (寄附金税額控除)
第 1 8 条 <省略>	第 1 8 条 <省略>
2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項 <u>（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u> に定めるところにより計算した金額とする。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)	2 前項の特例控除額は、法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。 (公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)
第 2 9 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該	第 2 9 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該

年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第27条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第29条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) <省略>

(2) <省略>

2 <省略>

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第29条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老

年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付（法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第27条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第29条の5において同じ。）の2分の1に相当する額（以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き市の区域内に住所を有する者でない者

(2) <省略>

(3) <省略>

2 <省略>

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第29条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老

年齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第27条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2及び3 <省略>

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第34条 法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地（以下「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

附 則

年齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該年度の前年度において第29条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2及び3 <省略>

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第34条 法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地（以下「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第33条の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。

2 法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地（以下「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第33条及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

附 則

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第1条の4 次条から附則第3条の7までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第3条の場合にあつては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第3条の2の2の場合にあつては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7)から(9)まで <省略>

(免税点の適用に関する特例)

第3条の3 附則第2条、第3条、第3条の2又は前条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第2条、第3条又は前条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第3条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地 (前条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。) については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段 (同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定

(土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

第1条の4 次条から附則第3条の8までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)から(5)まで <省略>

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第3条第1項の場合にあつては法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項、附則第3条の2の2の場合にあつては法附則第19条の4第3項において準用する法附則第18条第6項)

(7)から(9)まで <省略>

(免税点の適用に関する特例)

第3条の3 附則第2条、第3条、第3条の2又は第3条の2の2の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第2条、第3条又は第3条の2の2の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第3条の2の規定の適用を受ける市街化区域農地 (附則第3条の2の2の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。) については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段 (同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。) の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定

定する公益法人等（同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の2の8の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第15条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 <省略>

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の2の9 第18条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第15条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、次条第1項、附則第5条の4第1項、附則第6条第1項、附

する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第5条の2の8の2 平成22年度から平成35年度までの各年度の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第15条及び第17条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 <省略>

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第5条の2の9 第18条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第15条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第5条の3第1項、附則第5条の4第1項、附則第6条

則第7条第1項、附則第7条の2第1項、附則第7条の2の2第1項又は附則第7条の2の6第1項の規定の適用を受けるときは、第18条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第5条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第13条第1項及び第2項並びに第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条の2の6第1項の規定は、適用しない。

第1項又は附則第7条の2の7第1項の規定の適用を受けるときは、第18条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第5条の3 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（以下この項及び次項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第13条第4項に規定する申告書を提出したときは、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条第1項及び第2項並びに第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得の金額（上場株式等に係る配当所得の金額（第3項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第5条の2の6第1項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第13条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第13条第1項及び第2項並びに第15条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(2) <省略>

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得について第13条第1項及び第2項並びに第15条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」とする。

(2) <省略>

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第5条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課

税の特例)

第6条の2 <省略>

2 <省略>

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第13条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

税の特例)

第6条の2 <省略>

2 <省略>

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第13条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第6項に定めるところにより計算した金額(当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第13条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) <省略>

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第13条第1項及び第2項並びに第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」とい

等に係る譲渡所得等の金額（第2項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) <省略>

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第7条の2の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）又は同条第1項に規定する特定保有株式（以下この条において「特定保有株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引の方

う。)に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第13条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第7条の2第1項」とあるのは「附則第7条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の1第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第6項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第7項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第19条第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書

が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

(特定口座を有する場合の市民税の所得計算の特例)

第7条の2の4から第7条の2の5まで 削除

第7条の2の4 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座を有する場合における法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算については、法附則第35条の2の4第4項及び第5項に定めるところにより行うものとする。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る市民税の所得計算の特例)

第7条の2の5 市民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(以下この条及び次条において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)については、令附則第18条の4の2第10項で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の配当等(所得税法第24条第1項に規定する配当等をいう。)に係る配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 市民税の所得割の納税義務者が第13条第4項の規定によりその有する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載をした同項に規定する申告書を提出する場合には、当該申告書には、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る

租税特別措置法第37条の11の4第1項に規定する源泉徴収選択口座（以下次条において「源泉徴収選択口座」という。）において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係る所得についての記載を行うものとする。

（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第7条の2の5の2 所得割の納税義務者の平成

22年度分以後の各年度分の法附則第35条の2の6第12項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（以下この項及び次項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第19条第1項の規定による申告書を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）に限り、附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額の計算上控除する。

2 前項の市民税の所得割の納税義務者が同項の規定により申告する上場株式等に係る譲渡損失の金額のうち法附則第35条の2の5第3項の規定により特別徴収義務者が源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額の計算上当該源泉徴収選択口座内配当等の額から控除した同項各号に掲げる損失の金額がある場合には、第13条第4項に規定する申告書に当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座において前年中に交付を受けたすべての源泉徴収選択口座内配当等に係

る所得についての記載を行うものとする。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第5条の3の規定の適用については、同条第1項中「配当所得の金額（以下）とあるのは「配当所得の金額（附則第7条の2の5の2第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下）」とする。

4 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の2の6第16項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「上場株式等に係る譲渡損失の金額」という。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第19条第1項又は第6項の規定による申告書（第6項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第7条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第5条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額（第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）の計算上控除する。

5 前項の規定の適用がある場合における附則第5条の3第1項及び第2項並びに附則第7条の2第1項の規定の適用については、附則第5条

の3第1項中「配当所得の金額（以下」とあるのは「配当所得の金額（附則第7条の2の5の2第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下」と、附則第7条の2第1項中「計算した金額（」とあるのは、「計算した金額（附則第7条の2の5の2第4項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

6 第19条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第4項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第7条の2の5の2第4項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

7 第4項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の12の2第11項（同法第37条の13の2第7項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第7条の

2の5の2第6項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第7条の2の5の2第6項において準用する前条第4項」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第7条の2の6 租税特別措置法第37条の13

第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第9項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の3第9項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第19条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第5項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されるもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13

の2第7項において準用する同法第37条の1
2の2第11項において準用する所得税法第1
23条第1項の規定による申告書を含む。)に
前項の規定の適用を受けようとする旨の記載が
あるとき(これらの申告書にその記載がないこ
とについてやむを得ない理由があると市長が認
めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に
生じた法附則第35条の3第12項に規定する
特定株式に係る譲渡損失の金額(この項の規定
により前年前において控除されたものを除く。
以下この条において「特定株式に係る譲渡損失
の金額」という。)は、当該特定株式に係る譲
渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の
翌年度の市民税について特定株式に係る譲渡損
失の金額の控除に関する事項を記載した第19
条第1項又は第3項の規定による申告書(第5
項において準用する同条第4項の規定による申
告書を含む。以下この項において同じ。)を提
出した場合(市長においてやむを得ない事情が
あると認める場合には、これらの申告書をその
提出期限後において市民税の納税通知書が送達
される時までに提出されたものを含む。)にお
いて、その後の年度分の市民税について連続し
てこれらの申告書(その提出期限後において市
民税の納税通知書が送達される時までに提出さ
れたものを含む。)を提出しているときに限
り、附則第7条の2第1項に規定する株式等に
係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第
7条の2第1項の規定の適用については、同項
中「計算した金額(」とあるのは、「計算した
金額(附則第7条の2の6第3項の規定の適用
がある場合には、その適用後の金額とし、」と
する。

5 第19条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第3項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第7条の2の6第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「同項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

6 第3項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第37条の13の2第7項において準用する同法第37条の12の2第11項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第7条の2の6第5項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は附則第7条の2の6第5項において準用する前条第4項」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の6 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の7 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の6第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の6第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の6第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の6第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第7条の2の8 所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた法附則第35条の4の2第8項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において

「先物取引の差金等決済に係る損失の金額」という。)は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第19条第1項又は第3項の規定による申告書(第2項において準用する同条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の市民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額(次条第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

3 第19条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者(同条第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が、当該年度の翌年度以後の年度において第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第4項の規定によって同条第1項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第7条の2の8第1項に規定

する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは、「同項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定の適用がある場合における第20条の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第41条の15第5項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）」と、「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第7条の2の8第3項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「第4項まで」とあるのは「第4項まで又は附則第7条の2の8第3項において準用する前条第4項」とする。

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の7 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の9 <省略>

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の9第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1

項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 <省略>

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項の規定に

項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の9第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (4) 附則第10条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第7条の2の9第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3及び4 <省略>

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第13条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第7条の2の9第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第17条から第18条の2まで、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項の規定の適用については、第17条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定に

よる市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第18条の3第1項中「第13条第4項」とあるのは「附則第7条の2の7第4項」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の7第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7条の2の7第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達さ

よる市民税の所得割の額」と、第18条第1項前段、第18条の2、第18条の3第1項、附則第5条の2の6第1項、附則第5条の2の8第1項及び附則第5条の2の8の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第18条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第18条の3第1項中「第13条第4項」とあるのは「附則第7条の2の9第4項」とする。

(3) 附則第5条の2の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第7条の2の9第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第10条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第7条の2の9第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第18条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第7条の2の9第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達さ

れる時まで提出されたもの及びその時まで提出された第20条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第7条の2の8から第7条の2の10まで 削除

れる時まで提出されたもの及びその時まで提出された第20条第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第13条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えられて適用される法第37条の4」とする。

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2の10 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第19条第3項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第2項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第3項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に
係る譲渡期限の延長等の特例)

第7条の2の11の2 その有していた家屋でそ
の居住の用に供していたものが東日本大震災
(平成23年3月11日に発生した東北地方太
平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故
による災害をいう。次項において同じ。)によ
り滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関
係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法
律第29号。以下この条及び次条において「震
災特例法」という。)第11条の6第1項に規
定する滅失をいう。以下この項及び次項におい
て同じ。)をしたことによってその居住の用に
供することができなくなった所得割の納税義務
者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供
されていた土地等(同条第1項に規定する土地
等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災
特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をい
う。次項において同じ。)をした場合には、次
の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる
字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし
て、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条
の3又は附則第7条の規定を適用する。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に
係る譲渡期限の延長の特例)

第7条の2の11の2 その有していた家屋でそ
の居住の用に供していたものが東日本大震災
(平成23年3月11日に発生した東北地方太
平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故
による災害をいう。)により滅失(東日本大震
災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律(平成23年法律第29号。以下こ
の項及び次条において「震災特例法」とい
う。)第11条の6第1項に規定する滅失をい
う。以下この項において同じ。)をしたことによ
ってその居住の用に供することができなくな
った所得割の納税義務者が、当該滅失をした当
該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該
土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第1
1条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をし
た場合には、附則第6条第1項中「第36条」
とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者
等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
(平成23年法律第29号)第11条の6第1
項の規定により適用される場合を含む。)」
と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税
特別措置法第31条第1項」と、附則第6条の
2第3項中「第37条の9の5まで」とあるの
は「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災
者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する
法律第11条の6第1項の規定により適用され
る場合を含む。)」と、附則第6条の3第1項
中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあ
るのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関
係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第
1項の規定により適用される租税特別措置法第
31条の3第1項」と、附則第7条第1項中
「第36条」とあるのは「第36条(東日本大

震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3又は附則第7条の規定を適用する。

附則 第6 条第 1項	第35 条第1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31条 第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則 第6 条の 2第 3項	第35 条の2 まで、 第36 条の2、 第36 条の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則 第6 条の 3第 3項	租税特 別措置 法第3 1条の	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用

1項	3第1項	される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第7条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと
 によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。
 以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。
 以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定によ

り読み替えられた附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3又は附則第7条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第7条の2の12 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び附則第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定によ

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第7条の2の12 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び附則第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定によ

り適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

（たばこ税の延滞金の割合等の特例）

第8条 当分の間、第68条第5項及び第71条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条に

り適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

（たばこ税の延滞金の割合等の特例）

第8条 当分の間、第68条第5項及び第71条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセン

<p>において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p>	<p><u>トの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</u>とする。</p>
--	---

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例(平成22年瀬戸市条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>第7条の2の3 <u>削除</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)</u></p> <p>第7条の2の3 <u>市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非</u></p>

課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）第18条第2項の改正規定並びに附則第5条の2の3、第5条の2の9の改正規定（「法附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える部分に限る。）、第6条の2、第7条の2の11の2及び第8条の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日
- (2) 新条例附則第5条の2の8の2及び第7条の2の12の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日
- (3) 附則第3条第4項の規定 平成28年1月1日
- (4) 新条例第29条の2第1項及び第29条の5第1項の改正規定並びに附則第3条第5項の規定 平成28年10月1日
- (5) 新条例附則第5条の2の9の改正規定（「附則第7条の2第1項」の次に「附則第7条の2の2第1項」を加え、及び「附則第7条の2の7第1項」を「附則第7条の2の6第1項」に改める部分に限る。）、第5条の3、第7条の2、第7条の2の2及び第7条の2の4から第7条の2の10までの改正規定並びに附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第2条の規定による改正後の瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の規定 平成29年1月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 新条例附則第8条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第5条の2の3の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2の11の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第7条の2の12の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例第29条の2及び第29条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

6 新条例附則第5条の2の9、第5条の3及び第7条の2から第7条の2の7までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平

成 2 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 2 5 年 4 月 1 日前に新法附則第 1 5 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 3 0 万円以上 5 0 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 1 条の 3 第 1 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。